

「福岡県県内旅行商品造成支援事業運営業務」
委託事業者選定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 「福岡県県内旅行商品造成支援事業運営業務」委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）は、「福岡県県内旅行商品造成支援事業運営業務」の業務委託にあたり、業務を委託する者（以下「受託事業者」という。）を適正かつ公平に選定することを目的として設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、提案された企画について審査を行い、委託事業者の選定を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、別表に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表する。

3 委員の任期は、委託事業者を選定した時点までとする。

(選定の方法)

第4条 委員会における提案企画の審査及び委託事業者の選定は、別に定める「福岡県県内旅行商品造成支援事業運営業務」委託事業者選定要領に基づき行う。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福岡県観光局観光振興課において処理する。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月11日から施行する。

(別表)

区分	所属及び職名	
委員長	吉田 憲和	福岡県商工部観光局観光振興課長
委員	神代 眞澄	福岡県商工部観光局観光政策課長
委員	伊東 望	公益社団法人福岡県観光連盟事務局長
委員	三笥 雄一	福岡商工会議所地域振興部長
委員	古賀 俊充	福岡県商工会連合会支援部長